



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4440 号 2018.6.14 発行

ひと人 精神疾患、特別じゃない 偏見に悩む家族支え 大阪府精神障害者家族会連合会



副会長・木村瑛子さん/大阪 毎日新聞 2018年6月13日

大阪府精神障害者家族会連合会の活動について語る木村瑛子さん=大阪市中央区法円坂1で、畠山哲郎撮影

木村瑛子（きむら・えいこ）さん（73）=大阪市

精神疾患を抱える患者の家族らでつくる「大阪府精神障害者家族会連合会（大家連）」（大阪市）の副会長。府内約40の家族会を束ねる団体の幹部として、行政が開く委員会に参加して家族の立場から意見を述べたり、電話相談に対応したりと、多忙な日々を送る。「差別や偏見はいまだ根強い。悩む家族をサポートしたい」と話す。

長女（40）も統合失調症に苦しんだ。発覚は約20年前。不眠を訴えて梅酒をたくさん飲み、急性アルコール中毒で病院に運ばれた。精神科で受診するよう勧められ、統合失調症と診断された。「親の育て方が悪かったんでしょうか」「いえ、100人に1人くらいの割合で発症する病気です」。医者とのそんなやりとりを覚えている。

病状が悪いと、長女は独り言を言いながら枕やシーツをカッターナイフで傷つけたり、診察を拒否したりした。「ほっとくわけにもいかない」と、郵便事務の仕事をしながらか女の世話をした。精神的に支えになってくれたのは職場の同僚たち。周りにそれとなく打ち明けることで、心が少し軽くなった。

定年退職後、かねてより知っていた地域の家族会に足を運ぶように。「同じような家族とこれまで以上に踏み込んだ話ができる」と感じた。大家連の活動にも関わるようになり、理事や副会長を務めた。今は長女の病状も落ち着いている。

関西では昨年暮れから今年始めにかけ、悲しい事件が続いた。精神疾患のある長女を10年以上にわたり2畳間で監禁し凍死させたとして、寝屋川市の両親が監禁と保護責任者遺棄致死の罪で起訴された。兵庫県三田市では、障害のある長男を長年にわたり自宅のおりで監禁したとして父親が監禁の罪で起訴された。

「現代でもそんなことがあるのかと驚いた。暴れるから閉じ込めてしまう気持ちは分からなくもないが、さまざまな支援につなげられなかったのか」と心を痛める。「いまだに差別や偏見があり、精神疾患のある身内を隠す人も多い。もっと自然に生活できるようにしなければいけない」

電話相談では、相手の話にじっくりと耳を傾けるようにしている。「1人で抱え込まずに連絡してほしい」【畠山哲郎】

■人物略歴 1945年茨城県生まれ。結婚を機に31歳から大阪市で暮らし始めた。2017年から現職。電話相談の電話番号は（06・6941・5881）、平日午前10時～午後3時まで。精神疾患を抱える人の家族らからの悩みに耳を傾けている。

私だけ…「就活うつ」多発 大卒就職率最高その陰で 神戸新聞 2018年6月14日

兵庫県内の大学、短大卒業者の就職状況



未内定者らを支援する「新卒応援ハローワーク」。予約制でカウンセリングなどを行っている＝神戸市中央区東川崎町1

兵庫県内にある大学と短大の今春卒業生の就職率（4月1日時点）が、前年比0・3ポイント増の9

4・7%を記録し、兵庫労働局が11年に調査を始めて以来、過去最高だったことが分かった。景気回復や人手不足で企業の採用意欲が高まり、県内でも学生優位の傾向は続いている。一方で「超売り手市場」がプレッシャーやストレスとなり、メンタル面の不調を訴える学生も目立っている。（末永陽子）



同労働局が県内の35大学と18短大に聞き取り調査した。大学は前年比0・1ポイント増の94・6%、短大は1・2ポイント増の95・3%。就職先を把握している大学によると、県内に本社を置く企業が約3割、県外は約6割を占めた。回答なしが約1割だった。

調査方法が異なるため単純比較はできないが、厚生労働省などが5月に発表した全国就職状況調査によると、大学生は前年比0・4ポイント増の98%で、こちらも1997年の調査開始以来、過去最高だった。短大も2・1ポイント増の99・1%だった。

ただ、未内定者数が一定数いるのも事実。県内の大学では1085人、短大では108人の就職が決まっていない。好調な就活状況ゆえに、「就活うつ」など深刻な不調に陥る若者も少なくない。

「自分を否定され続けてつらかった。不合格のたびに、『もう頑張れない』と思った」

県内の大学を卒業した無職の男性（24）は、昨年の就職活動をこう振り返る。

商社や大手メーカーを希望し、OB訪問やインターンシップで早くから業界研究に取り組んできた。30社以上にエントリーしたが、8月時点で2次面接まで進んだのは1社のみ。その企業からも不合格通知を受け取ってからは、面接で失敗する夢にうなされたり、面接前に腹痛や吐き気を催したりするようになった。

友人が7月までに複数の内定をもらったと聞いて焦り、親からの「売り手市場なのに…」という言葉に傷ついた。同級生との接触を避け、会員制交流サイト（SNS）も開かなくなった。食欲も減退し、家にこもる日々が半年ほど続いたという。

母親の勧めで4月からキャリアセミナーやメンタルヘルス相談に通い、就職活動を再開させた。「就活には気分転換も必要だと感じた。一度失敗した経験を生かしながらマイペースに取り組みたい」と話す。

兵庫労働局職業安定課の担当者は「学生優位とされる中で、どうして私だけ…と悩んでしまう未内定者が目立つ」と指摘する。

同労働局は神戸市内に2カ所の「新卒応援ハローワーク」を設置し、就職支援や臨床心理士によるカウンセリングを実施。対象を卒業後3年までの既卒者に広げ、「症状が重くなる前に気軽に利用してほしい」と呼び掛けている。

神戸新卒応援ハローワーク TEL 078・361・1151（午前10時～午後7時）

障害者スポーツの新施設 明石市が新設へ 神戸新聞 2018年6月14日

兵庫県明石市は来年4月、車いす卓球など障害者スポーツが楽しめる施設を、総合福祉センター（貴崎1）に隣接する土地に新設する。年齢や障害の有無に関わらずに交流でき

る「みんな食堂」も設置。同市は2020年の東京五輪・パラリンピックに向けた国の「共生社会ホストタウン」に選ばれており、誰もが暮らしやすい共生社会を目指す。

少子高齢化が進み、介護や子育て、困窮などが複合的に社会問題となる中、同センターは、さまざまな福祉相談の初期対応を一本化する「地域総合支援センター」の本部機能を担う。



車いす卓球を通じて交流する別所キミエさん（奥）＝3月11日、明石中央体育会館

スポーツ施設は、この共生社会の理念を浸透させ、市民が交流できる場所の創出を狙う。

整備地は、同センター西隣にある近畿労働金庫明石支店があった約700平方メートル。すでに約4800万円で取得しており、支店の建物を取り壊した上で、鉄骨2階建て、延べ床面積約540平方メートルの新施設を建てる。建設費の上限予算1億7500万円は、

開会中の市議会で審議中だ。

1階は、車いすに対応できる卓球台を2、3台設置。東京パラリンピックに向け、明石在住の車いす卓球選手、別所キミエさんらが練習したり、健常者と障害者が一緒にプレーしたりする場所とする。

2階は、調理場を設けた食堂や、障害者の就労拠点などの交流スペースに。屋外の多目的広場では、車いすバスケットやブラインドサッカーが体験できる。

泉房穂市長は「障害者らへの理解を深めるには、時間を共有するのが一番の近道。象徴的なユニバーサル拠点にしたい」と話す。

泉市長は、年齢や障害を問わず社会参加ができる社会を目指し、2019年度に「あかしインクルーシブ条例」（仮称）の制定を目指す考えも示している。（藤井伸哉）

障害者就労支援カフェ開所 玖珠町の豊後森機関庫公園そば パンなど製造販売【大分県】

西日本新聞 2018年06月14日



風船を飛ばして祝った開所式

食事を提供しパンなどの販売も行うカフェレストラン「森のクレヨン」

玖珠町帆足の豊後森機関庫公園そばに、障害者が働くカフェレストラン



がオープンした。パンなどの製造、販売、接客を通じて障害者の就労支援を行いながら、同公園の観光地としての集客増を図り、地域活性化につなげるのが狙い。

オープンしたのはカフェレストラン「玖珠・森のクレヨン」と多目的交流スペース「森の米蔵」の2棟（計約330平方メートル）。JR久大線を挟み、同公園北側の米穀倉庫があった町有地（約1060平方メートル）を町が貸与。社会福祉法人・暁雲福祉会（大分市、丹羽一誠理事長）が、日本財団（東京、尾形武寿理事長）の支援を受け建設、運営する。総事業費約1億3千万円。

障害者14人が雇用契約を結び働くか、就労に向けた訓練を受ける。障害者が雇用契約を結び働く施設は同町で初めて。

「森のクレヨン」では玖珠産の米などを使った食事やパン、スイーツ類を提供し、玖珠の“食の魅力”を発信。土蔵づくりの倉庫を改築した「森の米蔵」ではコンサートや各種

展示会が開催できる。久大線の近くで特急「ゆふいんの森」などの通過を見られるウッドデッキも設け、観光客の滞在時間が短いことが課題だった同公園の魅力アップにつながると期待されている。

10日に関係者らが出席し開所式を開催。宿利政和・玖珠町長は「障害者の社会参加を通して地域活性化を図り、福祉と観光をつなぐモデル事業となるよう応援したい」とあいさつ。カフェスタッフのリーダー阿南泉さん(29)は「お客さんにたくさん来てほしい。頑張ります」と笑顔で話した。

強制不妊 書面のみで「適当」



読売新聞 2018年06月14日
県が公開した優生保護審査会に関する書類。遺伝調査書や「本人は手術を希望したることなく」と書かれた文書もある

◇5人 県の優生保護審査会開かれず

旧優生保護法下で、知的障害者らが不妊手術を強制された問題で、手術の決定に必要な県の優生保護審査会が開かれず、5人について書面審査だけで「適当」と決定していたことが、読売新聞の情報公開請求でわかった。

書類だけの「持ち回り審査」と呼ばれるケースは、読売新聞の調査で三重県や福岡県など、少なくとも6道県の18人で確認されている。(岡本輝之)

国の統計では、全国で不妊手術を強いられた1万6475人のうち、県内では20人に行われたとされる。県は、県の優生保護審査会が手術対象と決定したのは37人と確認している。

県は今月上旬、県医師会長や地裁判事、県立医大教授ら審査会委員の名簿や、手術の適否決定通知書など、1949年度以降の審査会全体に関する文書892枚を公開した。県情報公開条例に基づき、手術対象者の氏名や健康診断書などは非公開で、全面的に黒塗りの文書もあった。

このうち53、54、56年などの手術の適否決定に関する文書などに記載された計5人について、県立医大病院の医師らが「症状により急を要するので審査会を省略してよしいか」などと「適当」の通知書を添えて手術を申請し、委員の印鑑やサインが残されていた。また、持ち回り審査を打診する文書が1人について確認されたが、決定通知書は残っていなかった。

ただ今回の5人が実際に手術をされたかは不明で、37人全体でも1人しか実施書類は見つかっていない。

旧優生保護法は本人の同意がない手術の適否は、都道府県の優生保護審査会の審査を義務付け、同法施行令は「委員総数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない」とした。一方、旧厚生省が53年に持ち回り審査を「適当ではない」と各都道府県に通知するなど、当時から問題視されていた。

荒井知事は13日の定例記者会見で、持ち回り審査について「緊急性があったかもしれないが、望ましくない手法。関係者から申し出があれば誠実に対応したい」と述べた。

強制不妊手術に関する問い合わせは、県健康推進課(0742・27・8661)。

<優生保護法> ナチス・ドイツの断種法にならった戦前の「国民優生法」を引き継ぐ形で、「不良な子孫の出生防止」を目的に1948年に施行。知的障害者や精神疾患患者らに不妊手術を行う根拠となり、都道府県の審査会が認めれば本人同意も不要とされた。96年に母体保護法に改正され、強制不妊手術の条文などは削除された。

大学などを出ないと安定した仕事につくのが難しく、家計の苦しい親のもとで育った子は、進学のお機に恵まれないまま、同じように低収入に陥る――。

そんな連鎖を断とうと、所得の低い世帯に対し、大学・短大や専門学校の学費負担を軽くする施策が、近く政府の「骨太の方針」に盛りこまれる。

格差の固定化を防ぐ意義ある取り組みだが、進学せずに働く若者への目配りも、あわせて忘れないようにしたい。

日本は「学歴の再生産」の傾向が強い。階層や社会意識について研究している大阪大学の吉川（きっかわ）徹教授はそう指摘する。

教授らのチームの3年前の調査では、短大をふくむ「大卒」の若者の5割は、父親も大卒だった。一方、中高や専門学校など「非大卒」の若者の8割は、父親も大学を出ていなかった。また、大卒の親の8割は「子どもに大卒以上の学歴を」と望むが、非大卒だと、そう考える人は6割を下回るという。

生まれ育った家庭によって、子の進路選択が左右される実態が見える。学費負担の軽減はこれを正す手段の一つになるろう。

しかし、中高を卒業して直ちに社会に出る人には、恩恵は及ばない。この層にも光を当て、最低賃金のいっそうの引き上げなどを通じて、働く若者の労働環境の改善を進めなければならない。非大卒は地方ほど多く、都市と地方の格差を縮める役にも立つはずだ。

高卒などの若者は資格を持つ人が少なく、学び直しや再挑戦の機会も乏しい。能力を高める場を充実させるのはもちろんだが、吉川教授は「大学新卒者を偏重するのを改め、同じ年代の高卒者を中途採用する枠を設けるよう、大企業や自治体に義務づけられないか」と話す。こうした踏みこんだ案も参考に、幅広く検討してみてもどうか。

気がかりなのは、格差を容認する空気が、近年、社会に強まっていることだ。

朝日新聞とベネッセ教育総合研究所が、公立の小中学校に通う子の保護者を対象に最近実施した調査では、豊かな家庭の子ほど良い教育を受けられる傾向を、「当然」「やむをえない」と答えた人が60%を超えた。

00年代は40%台だったが、10年代になって大きく増えた。しかも大卒層ほどそう考える人が多い。階層による意識の亀裂が広がりつつあるのは心配だ。

学歴や貧富によって与えられるチャンスに大きな差があり、考え方や価値観も割れる。この国を、そんな分断社会にしないための施策が求められる。

社説 課題多い教育・保育の無償化

日本経済新聞 2018年6月14日

安倍晋三首相が昨年の衆院選で公約した教育・保育の無償化の具体案が固まった。「骨太の方針」の原案に盛り込まれたが、なお検討の必要な課題は少なくない。

幼児教育・保育の無償化は、3～5歳児の全員と住民税非課税世帯の0～2歳児を対象に、2019年10月から実施するという。

焦点となったのは認可外の保育施設に通う子の扱いだった。保護者の就労などで保育の必要性がある場合は、上限額を設けて支援するとした。認可施設に入れず、やむなく利用するケースは多い。公平性を考えれば妥当だろう。

問題は認可外の質の確保だ。面積や人の配置など一定の基準を満たす施設を対象とするが、満たしていない施設も5年間の経過措置を設けるといふ。自治体の指導監督の強化や認可への移行支援など、質を高める対策が不可欠だ。

一方、3～5歳児で所得制限がないのは納得がいかない。所得に応じた負担軽減策はすでにあり、今回、恩恵が大きくなるのは高所得者だ。無償化に多くの財源を充てるより、保育拡充で待機児童を解消することを優先すべきだ。

大学などの高等教育では、住民税非課税世帯を中心に、年収380万円未満の世帯の学生を対象に授業料や生活費を支援する。非課税世帯では、国立大に通う場合に授業料を全額免除し、私立大は一定額を減額する。国が授業料を肩代わりし、卒業後に「後払い」する

制度も検討する。

ばらまき色を薄め、家庭の事情で進学できない若者を重点的に支援する方向は妥当だ。

ただ、無償化の対象となる大学などの要件には疑問符がつく。実務経験のある教員の授業が1割以上、複数の外部理事の任命などを求めている。だが、大事なものは形式的な基準ではなく経営や教育内容の質のチェックだ。

専門機関による「認証評価制度」を厳格に運用し、低評価なら支援対象から外すような仕組みが要る。無償化を定員割れした大学の救済手段にしてはならない。

社説: 18歳成人法成立 大人としての自覚を育みたい 読売新聞 2018年06月14日

明治以来、140年以上にわたって続いた「大人」の定義が変わる。

成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が参院本会議で可決、成立した。施行は2022年4月1日だ。混乱を招かないよう、周到な準備が求められる。

若者が大人の一員として活躍する時期を早めることで、社会を活性化させる。少子高齢化が進む中、政府の狙いは理解できる。

選挙権年齢は、既に18歳になっている。国際的にも18歳成人が主流だ。大人としての自覚が早くから芽生えるように、主権者教育やキャリア教育を充実させたい。

成人年齢の引き下げには、慎重論も根強い。読売新聞の最新の世論調査では、「反対」が半数を超えている。国民の理解が進むよう、政府には、引き下げの意義を丁寧に説明する責任がある。

健康への配慮から、飲酒や喫煙が許されるのは20歳のままだ。競馬や競輪などの公営ギャンブルも20歳未満禁止を維持した。

大学進学率が5割に上る中、大人になっても、生徒や学生の身分が続くケースは多い。自立心と責任感を身に付けさせるため、家族はもちろん、社会全体で、成長過程にある若者を支えたい。

懸念されるのは、消費者被害に巻き込まれることだ。

大人になれば、親の同意なくローンを組んだり、クレジットカードの契約を結んだりできる。未成年に認められている契約の取り消し権は行使できなくなり、悪徳商法の標的になる可能性が高い。

民法改正に合わせて、消費者契約法が改正された。不安を煽られ、不当に結ばされた契約などは取り消せるようになる。

対策に漏れが生じないよう、必要な措置を講じねばならない。

多くの自治体では、成人式を1月に開いている。18歳で成人になると、受験シーズンと重なる。

政府は、成人式の在り方を検討するという。18歳、19歳、20歳が同時に対象となる22年度の成人式への対応は難題だろう。

少年法の扱いが今後の焦点だ。適用年齢を18歳未満にすべきか、法制審議会で議論が進む。

成人年齢との整合性を踏まえれば、18、19歳を少年法の対象外にするのが合理的ではないか。現行の少年法も、18、19歳には死刑の適用を容認している。

対象外とする際に留意すべきは、窃盗など軽微な犯罪を犯した若者に対する更生の機会の確保である。若者の立ち直りを手助けする新たな処遇を検討すべきだ。

社説 4年後に成人年齢18歳 自覚高める教育の大切さ 毎日新聞 2018年6月14日

明治時代から続いてきた大人の定義が変わることになった。

成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が参院本会議で、与党などの賛成多数で可決され、成立した。施行は2022年だ。

民法は、社会生活を送るうえでの基本的なルールを定めている。成人年齢の線引き変更は、18歳に選挙権が与えられた影響が大きい。

だが、そればかりではない。18歳は就職して社会に出たり、進学で親元を離れたりする時期である。社会の一員としての自覚が芽生える。

成人として権利を行使することを認める一方で、社会的責任を果たすことを求める。そうした考え方は自然だ。18歳成人の実現を前向きに受け止めたい。

ただし、国民の意識はそうになっていない。内閣府が行った世論調査では、18、19歳が親の同意なしに高額契約できることに對し、「反対」が8割近くに上った。今後、どう18歳成人を定着させるのかが問われる。

教育の果たす役割がまず重要だ。ニートや、社会への無力感など、若者を取り巻く環境を変えることが、先進国共通の課題になっている。

欧米では、学校教育で「シチズンシップ教育」の導入が進んでいる。政治や経済の仕組みを学習するだけでなく、市民としてどう参加していくのかを具体的に学ぶ。

日本でも、18歳選挙権の実現に伴い、政府は主権者教育の副読本を作製し、全国の高校に配布した。だが、授業の実施などは地域によって温度差が大きい。主権者教育を進めつつ、若者の社会参加を促すような教育についても、議論を深めたい。

国会審議では、日本維新の会を除く主な野党が反対に回った。親の同意のない未成年者の契約行為が取り消せる「未成年者取り消し権」の対象から18、19歳が外れ、消費者被害の拡大が懸念されるからだ。

消費者庁は小冊子を作製し、高校での授業を今後全国で実施していく。悪質商法の標的にならぬよう消費者教育の充実が欠かせない。

成人式をいつ実施するのか、親権が及ばない生徒に対する学校の指導はどうするのか。改正法に伴う検討課題は多岐にわたる。政府は省庁横断の連絡会議で議論していく。社会全体で準備を進める必要がある。

社説:成人、18歳に 世論に耳を傾けたのか 北海道新聞 2018年6月14日

成人となる年齢を18歳に引き下げる改正民法がきのう、参院本会議で可決、成立した。

成人年齢を20歳と定めた明治時代以来、約140年ぶりに大人の定義が変わる。

引き下げについては、国民の幅広い理解が得られたとはまだ言い難い状況にある。

にもかかわらず、十分な国会審議を経ずに改正法が成立したのは極めて残念だ。

施行は2022年だが、政府は拙速に事を進めることなく国民の声に真摯（しんし）に耳を傾け、若者を保護する法整備などにしっかりと取り組まなければならない。

選挙権年齢は既に18歳以上に引き下げられており、18歳成人には国内法に統一性を持たせる狙いがある。

しかし、機械的な線引きには違和感を覚える。とりわけ気がかりなのは、消費者被害が広がりがねないことだ。

社会であまり経験を積んでいない若年層は、ただでさえ悪徳業者の標的になりやすい。

未成年者はこれまで、保護者の同意がない契約は取り消せるよう法律で守られてきたが、18、19歳が成人扱いになると、被害のリスクが低年齢化する恐れがある。

民法改正に伴い、デート商法などの不当な契約を取り消せる改正消費者契約法が成立したものの、被害防止策として万全とは言い切れない。

国会が今回、付帯決議で被害の防止や救済を図る法整備を政府に求めた点はうなずけよう。18、19歳に限らず、若年層を広く対象にしてほしい。

高校や大学での消費者教育にも一層力を注ぐ必要がある。

同時に、18、19歳の自立を支える環境整備も欠かせまい。

政府は、ブラック企業やワーキング・プアといった雇用の不安定にも目を向け、改善に努めてもらいたい。

飲酒や喫煙、公営ギャンブルの解禁年齢は現行の20歳が維持される。健康への影響や依存症を考えれば当然である。

見過ごせないのは、18歳成人に合わせて少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満とする案が、政府内で検討されていることだ。

少年は成長過程にあり、事件を起こしても更生できる可能性が高い。だからこそ、現行法は20歳未満について、刑罰を科すよりも矯正教育や保護を重視している。

こうした法の理念を忘れてはならない。引き下げには反対する。

社説:【18歳成人】若者の不利益許されない

高知新聞 2018年6月14日

明治から続いてきた「大人」の定義が変わる。

成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法と関連法が参院で成立した。4年後の2022年4月から施行される。

結婚できる年齢も男女とも18歳で統一する。合理的な理由がなく、国際社会で「差別的」と批判を受けてきた男女差をなくす。関連法では、依存症や健康被害の懸念がある飲酒、喫煙、公営ギャンブルは20歳未満禁止を維持するなどの内容だ。

成人年齢の引き下げは、投票年齢を18歳以上とした国民投票法の施行を契機に、議論が行われてきた。「国のかたち」を左右する憲法改正で是非の判断を18歳以上に求め、それ以外は子ども扱いするのでは整合性がとれていない側面がある。

16年には有権者の年齢を引き下げた改正公選法を施行。18歳、19歳の政治参加が始まった。少子・高齢化社会が進む中で、若者の自立と社会参加を促し、社会に活力を求めるという狙いは理解できる。

政府は施行に向けて、若者が不利益を被るような事態にはならないよう万全の対応が求められる。

懸念が大きいのは悪質商法からの若者の保護だ。法改正では、成人となる18歳、19歳は親の同意なしに契約を結んだり、ローンを組んだりすることが可能になる。

現在は、未成年者が不当な契約を結んでしまっても、親が条件なく取り消せる。高校生を含めて、社会経験が乏しい18歳や19歳が成人として契約社会に入っていくとなれば、悪質業者の新たなターゲットとなる恐れが大きい。

政府は今年成立した改正消費者契約法で、不安をあおる商法や、恋愛感情を利用するデート商法などで結ばれた契約は取り消せる規定を盛り込んだ。ただ、悪質商法の手口は多様で、常に巧妙化する。十分な対策になるのか実効性は見通せない。

消費者教育も重要になる。既に消費者庁が作った高校生向け教材を活用する動きはある。しかし、「脱ゆとり教育」が進む高校で、消費者教育に時間を割くのは容易ではないとの声も教育現場から出ている。ここでも今後の対応策が求められる。

18歳成人は、さらに重い課題も抱えている。適用年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げる少年法改正の是非だ。政府は、改正民法と同時施行を目指している。

少年法は、犯罪への「応報」ではなく「教育」に主眼を置く。適用年齢が引き下げになれば、罪を犯した18歳、19歳は保護観察や少年院送致など保護処分の対象から外れ、立ち直りの機会を失う。

一方では、引き下げは犯罪の抑止力になるという意見も根強い。再犯防止や更生の機能をどう考えていくのか。民法とは別の角度からの慎重な議論が必要になる。

18歳成人は、社会全体に意識や仕組みの変革を求める定義変更だ。施行までの期間も十分な議論が要る。見切り発車は許されない。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

